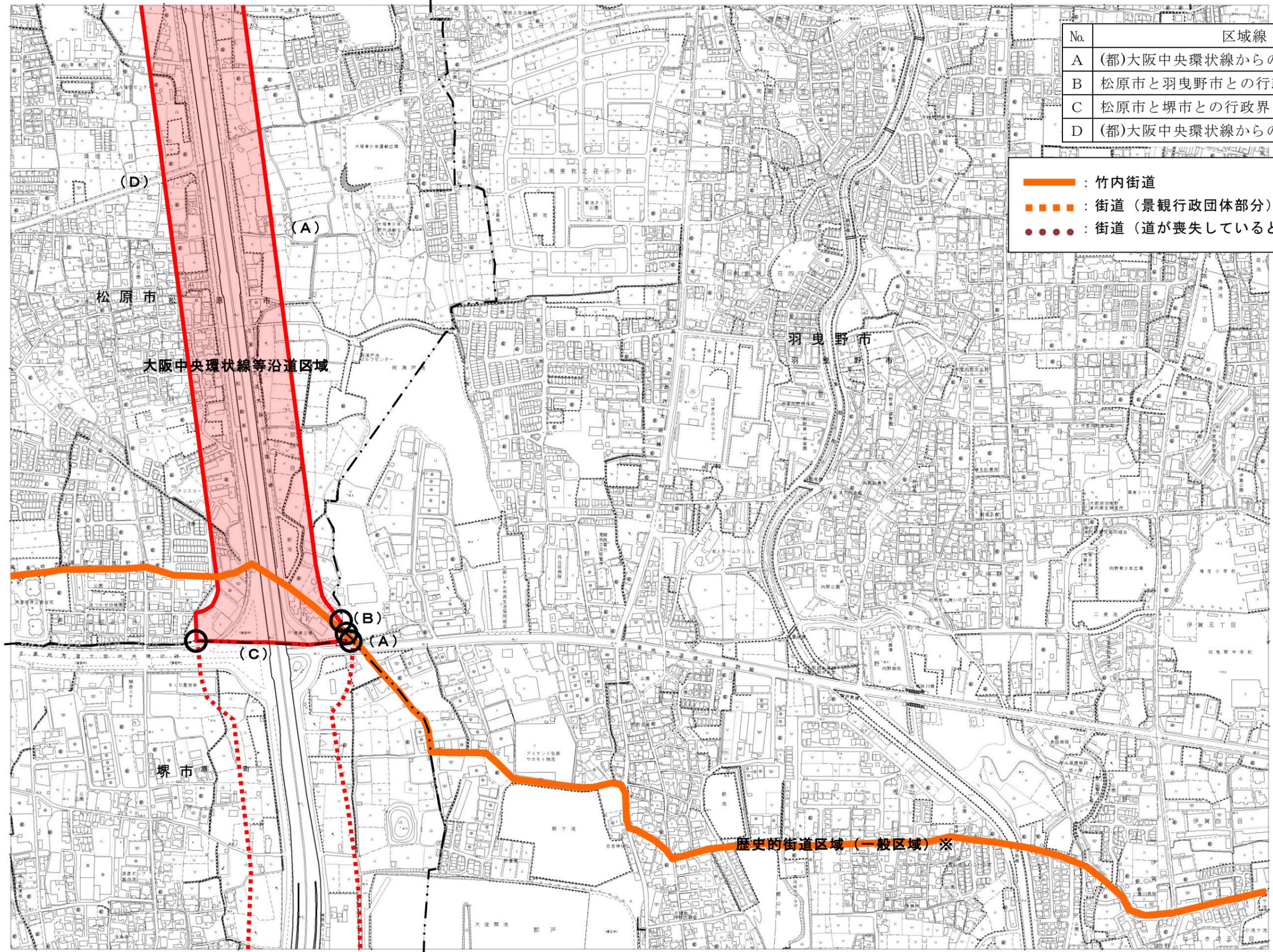


No.	区域線
A	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線
B	松原市と羽曳野市との行政界
C	松原市と堺市との行政界
D	(都)大阪中央環状線からの 50m の後退線

—— : 竹内街道  
■■■■ : 街道（景観行政団体部分）  
●●●● : 街道（道が喪失しているところ）



※歴史的街道区域（一般区域）は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域（道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域）です。